田川市省エネ家電買換促進助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、エネルギー価格高騰の影響を受けた市民のエネルギー費用の負担を軽減するとともに、脱炭素社会の推進に対する市民意識の向上に寄与することを目的とし、既存の家電製品を省エネ家電に買い換えた者に対し、予算の範囲内において田川市省エネ家電買換促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、田川市補助金交付規則（平成９年規則第１４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　家電製品　一般家庭での使用を主な目的として製造された電気機器をいう。

⑵　省エネルギー基準達成率　日本産業規格Ｃ９９０１に基づく省エネルギー基準達成率をいう。

⑶　省エネ家電　省エネルギー基準達成率が１００パーセント以上の家電製品をいう。

⑷　助成金　田川市省エネ家電買換促進助成金をいう。

（助成対象の省エネ家電）

第３条　助成金の交付対象となる省エネ家電の品目は、次に掲げるものとする。

⑴　エアコンディショナー（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２７年度）が１００パーセント以上のもの）（以下「エアコン」という。）

⑵　電気冷蔵庫（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２１年度）が１００パーセント以上のもの）（以下「冷蔵庫」という。）

⑶　ＬＥＤ照明器具（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２０年度）が１００パーセント以上のもの）

⑷　次に掲げる温水機器（以下「給湯器」という。）

ア　電気温水機器（エコキュート）（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２５年度）が１００パーセント以上のもの）

イ　ガス温水機器（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２５年度）が１００パーセント以上のもの）

ウ　石油温水機器（省エネルギー基準達成率（目標年度２０２５年度）が１００パーセ

ント以上のもの）

２　助成金の交付対象となる省エネ家電の要件は、次に掲げるものとする。

⑴　新品（未使用品）であること。

⑵　リース品及びレンタル品でないこと。

⑶　市内に所在する店舗又は事業所において購入したものであること。

⑷　エアコン、冷蔵庫又はＬＥＤ照明器具にあっては、令和７年４月１日から令和８年２月２７日までの間に購入したものであること。

⑸　給湯器にあっては、令和７年１０月１日から令和８年２月２７日までの間に購入したものであること。

⑹　設置（工事が必要なものにあっては設置工事）が完了していること。

（助成対象者）

第４条　助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

⑴　助成金の申請の時点において、本市の住民基本台帳に世帯主として記録されている者

⑵　市税の滞納がない者

⑶　過去に当該申請品目に係る助成金等の交付を受けていない者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないもの

⑸　自らが居住する市内の住宅（店舗又は事業所を併設するものにあっては、居住の用に供する部分に限る。）において、既存の家電製品（省エネ家電でないものに限る。）の買換えを目的として省エネ家電を購入し、及び設置する者

（助成対象経費）

第５条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第３条に規定する助成対象の省エネ家電の購入に要する経費（設置工事費、配送料及びリサイクル料を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、助成対象経費に３分の１を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、１品目（省エネ家電の台

数は問わない。)につき３万円を上限とする。

（交付の申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和７年５月１日から令和８年２月２７日までに、田川市省エネ家電買換促進助成金交付申請書（実績報告書）兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　対象品目ごとの助成対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア　購入日

イ　購入した店舗又は事業所の名称

ウ　購入金額及びその内訳

⑵　型番が分かるメーカー発行の保証書の写し

⑶　エアコン及び冷蔵庫にあっては、買換え前の家電製品の家電リサイクル券（排出者控え）の写し及び設置後の写真

⑷　ＬＥＤ照明器具及び給湯器については、買い換えたことが確認できる設置前後の写真

⑸　申請者の本人確認ができるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

⑹　申請者本人の振込先口座番号がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード等）

２　申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

（交付の決定、交付額の確定及び交付）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金の交付の可否を決定し、及び交付額を確定する。

２　市長は、前項の規定により交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、田川市省エネ家電買換助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第２号）により申請者にその旨を通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、田川市省エネ家電買換促進助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第９条　前条第３項の規定により、助成金の交付決定及び交付額の確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、田川市省エネ家電買換助成金請求書（様式第４号）により、市に助成金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、申請者に助成金を交付するものとする。

（協力の要請）

第１０条　市長は、交付決定者に対して、助成金に係る省エネ家電の使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第１１条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第８条第１項の規定による交付の決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

⑴　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑵　法令、規則又はこの告示及び市長の指示する事項に違反したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、田川市省エネ家電買換促進助成金交付決定取消通知書（様式第５号）により交付決定者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第７条第１項の規定により交付申請を行った者については、第８条第２項及び第９条から第１１条までの規定は、なおその効力を有する。

附　則

この告示は、令和７年１１月１日から施行する。